

リサイクル資源（機密書類）（単価契約）に関する仕様書

1 業務の概要

明石市内の事業所で発生する機密書類等を明石市の指定する場所から収集し、ダイレクトに溶解処理する工場（以下「処理工場」という。）まで運搬した後、溶解処理する。

処理工場については、書類（パンフレット等）を提出し、明石市の承認を得た施設とすること。

2 業務の実施日時

2027年（令和9年）1月4日から2027年（令和9年）12月31日までの間において、明石市の指定する日時

- (1) 機密書類等の状況により、明石市から事前に日時を連絡する。
- (2) 実施回数は、おおむね毎月1回とする。
- (3) 収集運搬業務に係る機密書類等の収集時間については、明石クリーンセンターの開庁日の間で指定する。
- (4) 実施予定日に悪天候等の気象状況により、中止とする場合がある。

3 機密書類等の種類

- (1) コピー用紙、帳票類、ノンカーボン紙、レシート、ハガキ、封筒、フラットファイル等
- (2) (1)の書類が入った段ボール

4 予定数量

100トン／年

上記予定数量は、見込値であり、その数量を保証するものではありません。

5 機密書類等の収集場所

明石市資源循環課明石クリーンセンター 明石市大久保町松陰1131

6 その他留意事項

- (1) 明石クリーンセンター内は、ごみ収集車・自己搬入一般車両等が常時通行しているため、機密書類等の収集運搬作業の実施に当たっては事故の防止に注意すること。また、明石クリーンセンター内の施設を損傷しないよう注意すること。なお、万一明石クリーンセンター内で事故、損傷等があった場合は、受注者の責任において速やかに応急措置並びに原状回復すること。
- (2) 機密書類等の収集後、途中で他の場所に立ち寄ることなく、当日に処理工場の処理可能時間内に速やかに運搬すること。
- (3) 使用する車両は15トン以下のウイングボディのもので、明石市が指定する場所に配車可能なものであること。
- (4) 車両の最大積載量を超えないように注意すること。
- (5) 車両には携帯電話、無線等を搭載し、常時業務責任者及び明石市と連絡がとれること。
- (6) 車両は、道路運送車両法等関係法令で定める点検を受けており、対物及び対人無制限の自動車損害賠償保険に加入していること。
- (7) 道路交通法等関係法令を遵守すること。
- (8) 事前に届出している受注者以外の車両による運搬は行わないこと。（業務提携、再委託の禁止）ただし、明石市が認める場合は、この限りでない。
- (9) 車両の故障及び交通事故等により業務の履行に支障が生じ、又は生じるおそれがある

るときは、直ちに明石市に連絡するとともに、予備の車両及び代替従事者による代替措置を講じて業務を履行すること。

- (10) 車両への機密書類等の積込み作業は、機密書類等搬入者及び受注者が協同して行うこと。
- (11) 機密書類等は慎重に取り扱うとともに、盗難、紛失、機密の漏えい等の事故がないように適切な措置を講じること。
- (12) 業務の実施に当たり、次に掲げる事由が発生したときは、直ちに明石市に連絡し、指示に従うとともに適切な措置を講じること。
 - ア 天変地異その他やむを得ない理由により、業務の履行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
 - イ 機密書類等について、盗難、紛失、機密の漏えい等の事故が発生したとき。
- (13) 機密書類等に含まれるクリップ、ホッチキス等の金具付きの文書をそのまま処理できること。また、それが原因で溶解炉等が故障する等、損害が発生した場合、明石市は一切の責任を負わないこと。
- (14) 機密書類等をダンボール箱等に詰めた状態のままで処理できること。
- (15) 搬入した機密書類等を即座に溶解炉等へ投入すること。
- (16) 機密書類等を溶解炉等へ投入する状況を明石市職員が現場で確認できること。
- (17) 機密書類等を溶解炉等へ投入した後、引受年月日、引受量、引受場所等を記載した受領書を発行すること。
- (18) 明石クリーンセンターからの車での往復及び溶解処理の確認が4時間程度でできること。
- (19) 機密書類等の再生利用処理過程で発生した廃棄物について、関係法令等を遵守し買受者の責任において適正に処理すること。

7 提出書類

契約締結時に下記の書類を提出すること。

- (1) 業務責任者氏名、業務責任者の連絡先、運転手等の氏名
- (2) 収集運搬に使用する車両情報（車検証、携帯電話等）
- (3) 対物及び対人無制限の自動車損害賠償保険に加入していることを証明する書類
- (4) 収集運搬から再生利用までの業者名、施設名及び所在地等を記載した再商品化フロー（任意様式）
- (5) 上記(4)を証明する書類（処理工場パンフレット、提携業者との契約書の写し等）

8 報告書の提出

機密書類等の重量について、毎月業務終了後、速やかに報告書を提出し、その確認を得ること。

9 売却代金の支払

- (1) 上記報告書の確認の後、明石市の発行する納付書により支払うこと。
- (2) (1)の支払いは、月払いとし、毎月の実績に売却単価を乗じた額に消費税を加算した額（円未満切り捨て）とする。